

## 地域生活支援センター すたあと 平成 31 年度 事業計画書

### 1. 基本方針

『どんなに重い障害を持っていても誰も取り替えることもできない、個性的な自己実現をしているのです。人間と生まれて、その人なりの人間になっていくのです。その自己実現こそが創造であり、生産であるのです。私たちの願いは、重症な障害を持った人達も、立派な生産者であることを認め合い、人々が共にくらしていける社会をつくろうということです』

社会福祉法人童里夢の基本理念・基本方針を基軸に、一人ひとりと寄り添い（「思い」や「願い」を大切に）利用者の地域生活の安定・安心と自立（自律）のための支援の提供と共に、地域との結びつき、関係機関とのネットワークを生かした福祉サービスの提供に努める。

### すたあとのテーマ 大切にすること

「いつまでもその人らしく住み慣れた地域で暮らせる環境をサポートする」

（高齢化にともなう健康維持 支援者の理解と予防知識）

- 1) 地域・関係機関との連携・地域に情報発信
- 2) 小さな変化に気づきスピーディに情報共有・問題解決
- 3) 「コミュニケーション」特技、強みを認め合い笑顔と思いやりを大切に  
感謝の気持ち/謙虚な態度/認め合い/思いやり

### 2. 事業運営

・すたあとでは宿泊支援・生活支援・余暇支援事業等のサービスが多数あり利用対象者は障害児者、身体・知的・精神と幅広く対応している。そのためニーズは多様となり地域生活を支える拠点としての責任は大きい。利用者にとって安心安全を届けるためには、支援者全体で問題意識の共有、支援体制作りが必要となる。

・慢性的な人出不足は解消されず環境整備・業務の見直し等を行い安定した事業を行うために利用者一人ひとりのニーズにしっかり向き合い丁寧な支援ができる事業所とし成長していきたい。

イベントや災害時を想定した防災訓練などを行い近隣地域と連携し開かれた事業所作りを目指す。

#### （1）障害福祉サービス、地域生活支援事業、その他

生活、余暇支援を含む生活全般への福祉サービスを提供しすべてのサービスにおいて、利用者主体、エンパワメントの視点からの支援の組み立てサービスの提供に努める。

#### 1) 居宅介護（家事援助 身体介護 通院介助）

自宅を訪問して入浴、排泄及び食事等の介助、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う。

#### 2) 短期入所

自宅で介護を行っている方が病気その他の理由により介護ができない場合に、障害のある方に短期入所を利用してもらい、入浴、排せつ、食事の他、必要な介護を行なう。このサービスは、介護者にとってのレスパイトサービス（休息）としての役割も担う。

### 3) 行動援護

行動に著しい困難を有する障害のある方が行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護の他、行動する際に必要な援助を行う。障害の特性を理解した専門のヘルパーがこれらのサービスを行い、障害のある方の社会参加と地域生活を支援する。

### 4) 移動支援 ※地域生活支援事業

屋外での移動が困難な障害のある方について、外出のための支援を行う。

### 5) 日中一時支援 ※地域生活支援事業

障害者（児）の日中における活動を確保し、障害者（児）の家族の就労支援、及び家族の一時的な休息を目的とする。

### 6) 福祉有償運送 ※その他（公益事業）

十分な運送サービスが確保できないと認められる場合に、社会福祉法人等が営利とは認められない範囲の対価によりおこなう個別輸送サービスを提供する。

## （2） 地域活動

事業所を社会資源のひとつとし地域交流を積極的におこなう。

- ・地域に向けたイベント等の企画、すたあと祭り・防災訓練・マザーズサロン、サロンなどを通して利用者家族や、近隣地域に開かれた事業所作りを目指す。

## 3.重点課題

### 1) 運営基盤・体制の強化

運営・管理体制・支援体制運営の体制を見直し、より良いサービスが提供できるよう運営・支援体制（法人内・外）協力体制づくり 多様なニーズに対し専門性が求められる事も多く支援の組み立て情報収集・支援体制など事業所内外との連携・情報共有を行なう。

### 2) 利用者支援

サービスの質の向上・継続的に安定したサービス提供に事業所全体で取り組むことに尽力し丁寧な支援が求められる。多様なニーズが日々ある中で判断力・整理・調整力、支援者一人ひとりの資質の向上が不可欠であり現場の声を発信できる環境づくりを行なう。法人内関係者（現場・管理者を含めた支援会議等）との連携・情報共有も強化していく。

### 3) 人材育成/支援力の向上

人材育成については、多様なニーズに対応できる専門性が必要とされる。法人研修・ヘルパー研修・資格取得提案・サポートカレッジの活用などを行い、支援者がスキルアップしていける環境を整える。

人材確保については、働きやすい体制・親睦会の開催など魅力ある環境作りを行い慢性化している人材不足に歯止めをかける。

## 4. 利用者支援

自分の体調について状況をうまく伝えることができない。今までできた事が少しずつできなくなった。経験の不足により興味関心が無い利用者の社会参加の機会を増やし自立（自律）に向けた生活の質の向上を目指す。

自律宿泊訓練などを利用し、自分の気持ちを伝えることが難しい利用者の些細な変化に気づき、事業所間で情報共有し生活のサポートや健康の改善・維持等、丁寧な支援をおこなう。

取り組みとして、法人内看護師との連携をおこなう。（隔月にヘルパー会議にて情報共有意見交換）困難事例の対応について、課題/解決策など法人内管理者会議の活用し利用者支援について方向性を示し各事業所において役割を整理し利用者の方に信頼される支援に努める。

通院介助については、家族や本人の高齢化に伴い利用希望が増えてきている為丁寧に支援していきたい。利用状況として糖尿病・慢性的な病気・歯科など支援者間の情報共有が大切になる。今後の健康維持について法人内の看護師（医療）の観点からのアドバイスや情報共有することでより質の高いサービスに繋がると考える。

## 5. 環境整備

どなたにとっても安心して過ごして頂くため安全面への配慮／環境整備をし、すたあと利用時間内の有効活用できるような設備を整え快適に過ごして頂ける工夫をおこなう。

事業所内において5S（整理・整頓・清潔・清掃・躰）引き続き行い気持ちよく過ごしていただきながら業務の効率化を図る。

## 6. 防災計画・安全管理

火災、地震等の災害に備え日頃から意識できるよう奇数月ヘルパー会議前防災用品・建物・外交危険箇所の確認を行う。年1回の防災訓練は地域住民に呼びかけ他の事業所・大学・市役所危機管理課依頼しこの地域の災害について講演の機会を設定し防災について意識を高めると共に地域との交流を図る。法人内の防災委員会において情報収集し災害時安全に利用者の対応ができるよう体制を整える。

## 7. 支援者研修

支援者には、職務に必要な知識、技術の向上が求められているため、法人内外の研修等に積極的に参加を促し支援力、技術力の向上を目指す。

- ・事業所内の研修      法人全体研修（6月・9月・12月・3月）コンサルト研修
- ・事業者外の研修      県社協・福祉協会等実施する研修への参加
- ・自己啓発研修      資格取得のバックアップ・
- ・サポーターズカレッジの活用

## 8. 苦情解決

法人の苦情解決規程に則り、事業所が提供しているサービスに関する苦情を解決するための対策を整える。

- ・権利擁護委員会の『サービスに関するアンケート調査』を活用し、サービスの質の向上に努める。
- ・日々の利用者・ご家族からの意見等事業所内で共有・ヒヤリハットの活用（問題意識の共有）迅速に対応できるしくみ体制を整える。